破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１８号
山形県米沢市太田町５丁目３番５―202号
債務者　阿部　裕樹
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第１９号
山形県米沢市太田町５丁目３番５―202号
債務者　阿部いずみ
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第２２５号
岡山県倉敷市中島1588番地１　パストラル藤田Ａ―102号
債務者　磯部　一樹
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第４０号
岡山県倉敷市中島1186番地４　サンライフ中島ⅡＢ103
債務者　白山　大吾
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
岡山県倉敷市西富井652番地８
債務者　吉川　隆一
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第９０号
北九州市小倉北区今町２丁目22番３号、住民票上の住所福岡県田川市大字伊加利406番地４
債務者　東　　祐輔
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１１７号
北九州市小倉北区今町１丁目４番11―203号
債務者　早川　光吉
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１２１号
北九州市八幡西区本城１丁目５番４号
債務者　西原　啓子
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１３１号
福岡県中間市蓮花寺３丁目23番１号　ノールカトレアⅡ　Ａ102号
債務者　百合川愛美
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１３９号
北九州市八幡東区尾倉１丁目11番18号
債務者　武内　浩二
1　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１４２号
北九州市小倉南区南方３丁目24番８―101号
債務者　竹下　　智
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１５０号
福岡県遠賀郡遠賀町大字島津956番地の１
カーサフェリーチェ　ＯＮＧＡ203号
債務者　櫻井　惠子
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１５３号
北九州市八幡西区友田３丁目２番８―303号
債務者　寄藤　幸子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１６０号
北九州市若松区東二島２丁目23番22号
債務者　藤井美奈子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１７号
福岡県豊前市大字赤熊959番地１
債務者　池田　信子
1　決定年月日時　平成29年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
北海道網走郡美幌町字青山北37番地の４
債務者　鈴木　恵美
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
青森県三沢市岡三沢６丁目115番地13号　Ｒ257Ａ
債務者　浅野　　誠
1　決定年月日時　平成29年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
青森地方裁判所十和田支部